

刑弁でGO!

第61回

法改正の動向

刑事司法制度特別部会の調査審議結果

刑事弁護委員会委員 白井 徹 (60期)

法制審議会は、新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について調査審議を行うため、平成23年6月6日、新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」）を設置しました。

特別部会は、度重なる審議を行い、平成26年7月9日、その結果について取りまとめを行いました。今回は、その概要を紹介致します（詳細については、特別部会のHP（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500012.html>）参照）。なお、平成27年3月13日、上記審議結果に基づき、法案が国会に提出されています（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00103.html）。

1 取調べの録音・録画制度の導入

①裁判員制度対象事件、②検察官独自捜査事件においては、一定の例外事由に該当する場合を除き、取調べの状況を録音・録画しなければならない。

2 捜査・公判協力型協議・合意制度の導入

①財政経済関係犯罪、②薬物銃器犯罪について、被疑者・被告人が「他人の犯罪事実」を明らかにするため真実の供述その他の行為をする旨及びその行為が行われる場合には、検察官は、弁護人による同意を条件として、被疑者・被告人との間で、不起訴処分、特定の求刑その他の行為をする旨を合意することができる。

3 刑事免責制度の導入

検察官は、証人尋問の請求に当たり、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問について、①その証人尋問によって得られた供述及びこれに由来する証拠は、原則として当該証人に不利益な証拠と

することができない、②その証人尋問においては、自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒否することができないという条件により行うことを請求できるものとする。

4 通信傍受の合理化・効率化

通信傍受の対象犯罪として、①殺傷犯等関係（現住建造物等放火、殺人、傷害、傷害致死、爆発物の使用）、②逮捕・監禁、略取・誘拐関係、③窃盗・強盗関係、④詐欺・恐喝関係、⑤児童ポルノ関係の犯罪を追加する。

5 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設

裁量保釈の判断に当たっての考慮事項を明記する。

6 弁護人による援助の充実化

(1) 被疑者国選弁護制度の拡充

被疑者国選弁護制度の対象を「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」に拡大する。

(2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

司法警察員、検察官、裁判官、裁判所は、身体拘束中の被疑者・被告人に弁護人選任権を告知するに当たっては、刑事施設の長等に弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して選任を申し出ることができる旨を教示しなければならないものとする。

7 証拠開示制度の拡充

(1) 証拠の一覧表の交付制度の導入

検察官は、検察官請求証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、検

察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。

(2) 公判前整理手続の請求権の付与

検察官、被告人及び弁護人に公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権を付与する。

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象として、①共犯者の身体拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書、②検察官が証拠調べ請求をした証拠物に係る差押調書・領置調書、③検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書を追加する。

8 犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充

(1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

裁判所は、同一構内に出頭すると精神の平穏を著しく害されるおそれがある者、遠隔地に居住し、同一構内に出頭することが著しく困難である者等を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、裁判官が尋問のために在席する場所と同一の構内以外の裁判所の規則で定める場所に当該証人を在席させて、ビデオリンク方式により尋問を行うことができるものとする。

(2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入

検察官は、証人等の氏名・住居を知る機会を与えるべき場合において、その証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、①条件付けの措置（弁護人には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することをいう）、②代替開示の措置（氏名・住居を知る機会を与えず、氏名に代わる呼称、住居に代わる連絡先を知る機会を与えることをいう）をとることができるものとし、証拠書類・証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合においても、それらに氏名・住居が記載されている者で検察官が証人として尋問を請求する

者若しくは供述録取書等の供述者について、同様の要件の下で、条件付けの措置、代替開示の措置をとることができるものとする。

裁判所における訴訟記録・証拠物の閲覧についても、条件付けの措置及び代替開示の措置をとることができるものとする。

(3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

裁判所は、証人等の氏名が公開の法廷で明らかにされることにより、証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあると認められる場合等一定の場合において、証人等から申出があり、相当と認めるときは、証人等の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする（刑事訴訟法290条の2参照）。

9 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

証人不出頭等の罪、犯人蔵匿・証拠隠滅等の法定刑、証人等威迫、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の法定刑を引き上げる。

証人が正当な理由なく召喚に応じないときのほか、そのおそれがあるときも、勾引することができるものとする。

10 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

即決裁判手続の申立てを却下する決定があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消され、公訴棄却の決定が確定した場合等においては、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。

* * *

この内容については、それぞれの御意見があるところかと思います。しかし、個別の事件においては、被疑者・被告人の権利を守るため、今後具体的な法改正によって創設される新制度のよりよい運用を実現させる活動も重要であることはいうまでもありません。今後の法改正にご注目いただければと思います。